

『易林本節用集』の漢字字体について

徐 茂 峰

はじめに

『易林本節用集』は他の『節用集』と比べる時、掲出の漢字が謹厳かつ端正な楷書で書かれていることが注目される。この楷書の漢字で用いる字体の性格については、浜田（1982）、高橋（1994）、今西（1996）などの諸先行研究で言及されている。高橋氏では「易林本を他の古本節用集諸本、特に同じ刊本である饅頭屋本・天正十八年本などと比較した時、その徹底した正体主義が際立っている。」と述べ、浜田氏は「饅頭屋本・天正本の両者は非常に多くの古体文字を含み、且つその外の異体文字や、形の崩れた文字を含んでいるのに対して、易林本は異体文字を含まないではないが、正体文字の比率が抜群に高いという事である。」とほぼ高橋氏と同趣の記述を示している。しかし、両氏の調査には（1）取り上げた用例字が少ないこと¹⁾、（2）全巻にわたる調査を行わなかったこと、（3）具体的に何を以て各漢字字体の性格を決定するかということなど、いくつかの問題が存在する。浜田氏、高橋氏と異なり、今西氏は『易林本節用集』には中世、近世に通用していた異体がかなり採られていることを述べている。ただし、調査は『易林本節用集』に異体かと思われるものだけに注目しているから²⁾、全面的なアプローチを行わなかったという問題を指摘できる。以上の先行研究を踏まえ、本稿ではより多くの用例字を取り上げ、全巻を通して各用例字の字体を収集したうえ、『易林本節用集』の漢字字体³⁾がどのような性格をもつかを『夢梅本倭玉篇』の字体規準に照らしながら定めていく。同時に、版本の性格を有する『易林本節用集』では同一の漢字を複数回使用する場合、字体を統一的に書こうとする意識が存在するか否かについても検討したい。

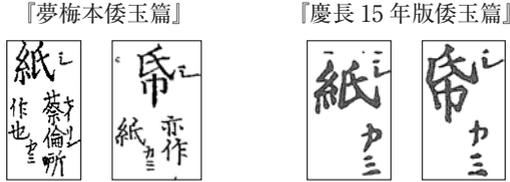
1 『夢梅本倭玉篇』の使用について

『易林本節用集』漢字字体の性格を確定するのに今回、漢和字書である『夢梅本倭玉篇』を使用することとし、『倭玉篇』を使用する理由（以下の（1）（2））と『倭

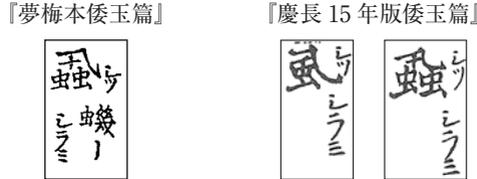
玉篇』の中から『夢梅本倭玉篇』を使用する理由（以下の（3）（4））を述べる。

- (1) 『倭玉篇』は大量の漢字の字体を収録してそれぞれの字体の性格を厳密に示すという目的で編まれた字様書、異体字資料と性格が大きく異なり、漢和字書と位置付けられた以上、当時の、正体と思われる漢字を見出し字に提示するのが基本の方針と考えられる。『倭玉篇』における正体として提示されるものと照らし合わせれば、厳密には『易林本節用集』漢字字体の性格を明らかにすることができないが、『易林本節用集』で用いられる漢字の字体が正体なのか、それとも正体以外のものなのか（本稿では異体と呼称する）は、とりあえず把握できる。
- (2) 『易林本節用集』漢字字体の性格を把握する恰好のよい資料として字様書、異体字資料などが存在する。これらと照らし合わせれば、厳密に各漢字字体の性格を明らかにすることができる。しかし、このような資料の殆どが、『易林本節用集』の成立年代とは大きな隔りがあるうえに、中国のものが大勢を占めている。高田（2013）が「「正／俗」など、字体に与えられた価値・名称は、時代や地域によって変わるものである。」と指摘していることを鑑み、日本で編纂され、かつ『易林本節用集』の刊行（慶長2年）に近いものを使用しなければならない。この条件に合致するのは慶長年間刊行の『倭玉篇』なのである。
- (3) 慶長年間に刊行された『倭玉篇』には管見によると、『夢梅本倭玉篇』、『慶長15年版倭玉篇』と『活字版倭玉篇』の3類が存在する。この中で刊行年紀が明らかなのは『夢梅本倭玉篇』と『慶長15年版倭玉篇』のみである。『夢梅本倭玉篇』は慶長10年、『慶長15年版倭玉篇』は慶長15年とされている。漢字の正体を明示的に提示する面においては以下の例1と例2に示したように、『夢梅本倭玉篇』が『慶長15年版倭玉篇』に勝る。例1のように、「カミ」という語に『夢梅本倭玉篇』では2字体をあてたが、右より左の方が正体と位置付けられるのは〈蔡倫所作也〉という詳細な漢字注が付されているからである。『慶長15年版倭玉篇』も2字体を掲出しているが、どちらを正体と見なすかの意識が明確には表れていない。例2の場合、『夢梅本倭玉篇』は「シラミ」という語に1字体を使用するが、当然正体がこの字体と判断されてよいと思われる。『慶長15年版倭玉篇』は2字体を使用するが、正体を明確に提示する工夫はなされていないようである。

例 1: 【紙】



例 2: 【虱】



(4) 『夢梅本倭玉篇』の編纂者である夢梅と『易林本節用集』の改訂者である易林が同一人物であることは森末（1936）と北（1975）の論考により知られる。森末（1936）は山科言経の日記である『言経卿記』に易林に関する記述が見えること、別号が夢梅であること、易林が本願寺の寺内衆であること、そして『節用集』改訂者として十分な学識を備えていたと考えられると述べられている。さらに北（1975）は森末（1936）を受けて、『易林本節用集』と『夢梅本倭玉篇』の和訓の調査を通して易林と夢梅が同一人物であることを説いた。今回、『夢梅本倭玉篇』を取り上げることにより、同一人物が国語辞書と漢和字書という異なる位相のものに携わる場合、漢字字体の面で如何なる様子を呈するかも観察できる。

2 『易林本節用集』漢字字体性格の調査

2.1 最終的な用例字の選定

2.1.1 最終的な用例字選定の方法

今回は最終的な用例字とするものを以下の方法を以て選び出すこととする。

まず、100字を選定する。この100字は拙稿「『饅頭屋本節用集』の漢字字体について」⁴⁾の調査で取り上げられたものである。つまり、浜田（1982）が取り上げた20字と、『饅頭屋本節用集』最初の部（伊部）から『干禄字書』⁵⁾（官版）所載字に限定した条件のもとに逐一に抽出した80字からなるものである。

次に『易林本節用集』の全巻を通して、1字ずつこの100字の出現回数を計上す

る⁶⁾。この100字を出現回数により、1回しか現れない漢字と、複数回現れる漢字とに分ける。

最後に複数回現れる漢字を最終の用例字とする。1回しか現れない漢字を除外した理由は全巻での出現回数が1回であり、全体的にどの字体を志向するか捉えられないからである。

2.1.2 100字から最終的な用例字の選出

上述で提示した方法に従い、まず100字を選定する。選んだ100字を『易林本節用集』に出現する回数を数えたうえ、(ア)1回しか現れない漢字と、(イ)複数回現れる漢字に分け、以下提示する。漢字は便宜上、現行の字体で【 】で括り、示す(以下、同)。□で囲んでるのは、浜田(1982)に取り上げられた20字である。

(ア) 1回しか現れない漢字……4字

【争】【況】【雄】【虱】

(イ) 複数回現れる漢字……96字⁷⁾

〈2回〉：【豚】【灰】【匹】【晋】【完】

〈3回〉：【棘】【潔】【奪】【再】

〈4回〉：【含】【膚】【夢】【遁】【耆】【繫】

〈5回〉：【猷】【闕】【走】【繩】【逢】

〈6回〉：【乾】【寢】【逸】【惱】【差】【鶴】【索】

〈7回〉：【馱】【否】【專】【輩】【準】【滿】【突】【紫】

〈8回〉：【冠】【幾】【腸】【鼻】【革】【掃】【猪】【割】【医】【最】【景】

〈9回〉：【齒】【旅】【習】【断】

〈10回〉：【因】【匠】【能】

〈11回〉：【夷】【虎】【服】【両】【变】【隱】

〈12回〉：【光】

〈13回〉：【博】【滅】

〈14回〉：【帶】【答】

〈15回〉：【靈】【勢】【遠】【陰】

〈16回〉：【従】【興】【懷】【徒】【数】

〈18回〉：【節】【切】【辺】

〈19回〉：【経】【原】【難】【悪】

- 〈20回〉：【様】
 〈21回〉：【正】【発】
 〈23回〉：【若】
 〈25回〉：【会】
 〈26回〉：【乱】【度】
 〈27回〉：【板】【学】
 〈28回〉：【紙】【定】
 〈29回〉：【体】
 〈32回〉：【足】
 〈33回〉：【色】【流】
 〈49回〉：【所】

100字が『易林本節用集』で出現する回数を見てみると、1回しか現れない漢字が4字（以上の（ア））、2回以上、つまり複数回現れる漢字は96字数えられる（以上の（イ））。本稿における最終的な用例字は以上の（イ）に示した96字である。

2.2 96字の字体性格の調査

最終的な用例字とされるこの96字の字体性格の考察を、終始単一の字体（1字体）で現れる場合と複数字体で現れる場合に分けながら行うため、はじめにこの96字が『易林本節用集』で何字体を以て現れるかを確認する。調査した結果を以下の表1にまとめる。

表1：96字が使用する字体数

字体数	字数
1つ	73字
2つ	19字
3つ	3字
4つ	1字
計96字	

96字のうち、1つの字体を使用するのが73字、2つの字体を使用するのが19字、3つの字体を使用するのが3字、4つの字体を使用するのが1字確認できる。96字のうち、73字については終始単一の字体が用いられるものと認める。一方、23字について異なるバリエーションを持つ漢字と見なせる。

2.2.1 終始単一の字体が用いられる73字の字体性格

本節では、表1に示された、終始1字体を使用する73字を対象とし、その字体性格を『夢梅本倭玉篇』より抽出された正体と比較しながら、明らかにしていく。『易林本節用集』に見られるこの73字の字体(画像で代表⁸⁾)と『夢梅本倭玉篇』に見られる当該漢字の正体⁹⁾(画像で代表)とを合わせて、できたのが表2である。用例字右下の数字は『易林本節用集』で当該漢字が複数回現れる時の総出現回数、画像の右下に示された数字は『易林本節用集』における当該字体の総数、用例字総数と字体総数と合致しないのは判読できないものを除外したためである(以下、同)。用例字の中に、『夢梅本倭玉篇』の正体と一致する字体を持つものに、黒丸番号を付けている。

表2:『夢梅本倭玉篇』正体との比較(73字)

NO	用例字	易 ¹⁰⁾	夢 ¹¹⁾	NO	用例字	易	夢	NO	用例字	易	夢
1	【豚】 ₂			26	【馱】 ₇			51	【帶】 ₁₄		
2	【灰】 ₂			27	【否】 ₇			52	【勢】 ₁₅		
3	【匹】 ₂			28	【專】 ₇			53	【遠】 ₁₅		
4	【晉】 ₂			29	【輩】 ₇			54	【陰】 ₁₅		
5	【完】 ₂			30	【突】 ₇			55	【從】 ₁₆		
6	【棘】 ₃			31	【紫】 ₇			56	【懷】 ₁₆		
7	【潔】 ₃			32	【幾】 ₈			57	【徒】 ₁₆		
8	【奪】 ₃			33	【腸】 ₈			58	【切】 ₁₈		
9	【再】 ₃			34	【鼻】 ₈			59	【邊】 ₁₈		
10	【含】 ₄			35	【革】 ₈			60	【經】 ₁₉		

11	【膚】 ⁴	膚 ⁴	膚
12	【夢】 ⁴	夢 ⁴	夢
13	【耆】 ⁴	耆 ⁴	耆
14	【繫】 ⁴	繫 ⁴	繫
15	【獻】 ⁵	獻 ⁵	獻
16	【鬪】 ⁵	鬪 ⁵	鬪
17	【走】 ⁵	走 ⁵	走
18	【繩】 ⁵	繩 ⁵	繩
19	【逢】 ⁵	逢 ⁵	逢
20	【乾】 ⁶	乾 ⁶	乾 ¹⁶⁾
21	【寢】 ⁶	寢 ⁶	寢
22	【逸】 ⁶	逸 ⁶	逸
23	【惱】 ⁶	惱 ⁶	/
24	【差】 ⁶	差 ⁶	差
25	【索】 ⁶	索 ⁶	索 ¹⁷⁾
36	【掃】 ⁸	掃 ⁸	掃
37	【割】 ⁸	割 ⁸	割
38	【医】 ⁸	醫 ⁸	/
39	【景】 ⁸	景 ⁸	景
40	【齒】 ⁹	齒 ⁹	齒
41	【旅】 ⁹	旅 ⁹	旅
42	【因】 ¹⁰	因 ¹⁰	因
43	【匠】 ¹⁰	匠 ¹⁰	匠
44	【能】 ¹⁰	能 ¹⁰	能
45	【夷】 ¹¹	夷 ¹¹	夷
46	【服】 ¹¹	服 ¹¹	/
47	【兩】 ¹¹	兩 ¹¹	兩
48	【變】 ¹¹	變 ¹¹	變
49	【光】 ¹²	光 ¹²	/
50	【博】 ¹³	博 ¹³	博
61	【原】 ¹⁹	原 ¹⁹	/
62	【難】 ¹⁹	難 ¹⁹	難
63	【様】 ²⁰	様 ²⁰	様
64	【正】 ²¹	正 ²¹	正
65	【發】 ²¹	發 ²¹	發
66	【若】 ²³	若 ²³	若 ¹⁴⁾
67	【会】 ²⁵	會 ²⁵	會
68	【度】 ²⁶	度 ²⁶	度 ¹⁵⁾
69	【板】 ²⁷	板 ²⁷	板
70	【定】 ²⁸	定 ²⁸	定
71	【足】 ³²	足 ³²	足
72	【流】 ³³	流 ³³	流
73	【所】 ⁴⁹	所 ⁴⁹	所

表2を見てわかるように、23【惱】、38【医】、46【服】、49【光】、61【原】の5字が『夢梅本倭玉篇』未収録であるため、ここでは字体性格の調査は不可能であった。この5字を除き、残り68字の所用字体が『夢梅本倭玉篇』より明らかにできる。68字のうち、『夢梅本倭玉篇』より抽出された正体と一致するのが60字(88.2%¹⁸⁾)、

一致しないのが8字(11.8%)ある。この結果を参照すれば、『易林本節用集』では終始単一の字体を使用する場合、基本的に正体の漢字が選ばれると言える。

以上の調査で1字体を一貫して使用する73字中、60字が正体で登場するのがわかった。続いて、『易林本節用集』に使用されるこの60字体について『干禄字書』で「正」との注記が記される字体に照らしてみても、『易林本節用集』の所用字体がどのような位置にあるのかを考えてみる。『干禄字書』は官吏登録試験のため、大暦9年(774年)に成立した中国の字様書、字体注記(正・俗・通)が示されている。成立時期も作成目的も地域も、『易林本節用集』と隔たった『干禄字書』を取り上げる理由は中国で現存する楷書の古い漢字資料の中で早期に日本にもたらされ、影響を与えているからである¹⁹⁾。この正体とされる60字体を『干禄字書』の「正」と注記される字体に照らした結果は以下のI『干禄字書』当該漢字の未収録、II『干禄字書』の「正」と一致、III『干禄字書』の「正」と不一致、に分けることができる。以下、漢字を示す時、表2で使用した番号を代用させた。

I 『干禄字書』当該漢字の未収録：6字

31、37、53、60、62、67

II 『干禄字書』の「正」と一致：34字体

2、3、5、6、8、9、11、13、20、25、30、32、34、35、39、40、41、42、43、44、45、48、52、55、56、57、58、64、68、69、70、71、72、73の字体

III 『干禄字書』の「正」と不一致：20字体

12、14、15、17、18、19、22、24、27、28、29、33、36、47、50、51、54、59、65、66の字体

『易林本節用集』で正体として使用される60字体が『干禄字書』の「正」と比較できないのが6字体(当該漢字未収録)ある。この6字体を除外した、『干禄字書』の「正」と一致不一致の比較ができた54字体について、34字体が『干禄字書』の「正」と一致する。この他の20字体が『干禄字書』の「正」と一致していない。つまり『干禄字書』の「正」と一致するものが不一致より多く見られる。全体的に見て『易林本節用集』における正体が『干禄字書』の「正」とされるものに近いか遠いかの判断は次節で複数の字体を使用する23字における正体と『干禄字書』の「正」と注記されるものと比較を終えた後に、併せて述べることにする。

2. 2. 2 複数の字体が用いられる 23 字の字体性格

前節においては終始単一の字体を使用する 73 字の字体性格を考察したが、ここでは複数の字体を使用する 23 字の字体性格を検討し、『易林本節用集』における漢字字体の性格について総合的に把握していきたい。

この 23 字は字体数ごとの分布を見てみると、2 字体を使用するのが 19 字、3 字体を使用するのが 3 字、4 字体を使用するのが 1 字であるということになる。23 字中、2 字体を使用する漢字が最も多く見られる。そこで、複数の字体を使用する 23 字について、各漢字の所用字体が如何なる性格をもつものかを、1 字体を採用する 73 字の字体の性格を確定する時、提示した『夢梅本倭玉篇』の正体と比較するという方法を用いて、明らかにする。

表 3 は 2 字体が見られる 19 字を取り上げ、使用の字体を『夢梅本倭玉篇』の正体と比較した結果である。表 4 は 3 字体が見られる 3 字を取り上げ、使用の字体を『夢梅本倭玉篇』の正体と比較した結果である。表 5 は 4 字体が見られる 1 字を取り上げ、使用の字体を『夢梅本倭玉篇』の正体と比較した結果である。なお、各表に『易林本節用集』に見られる複数字体のうち、用例数の少ないものから多いものへそれぞれ『易林本節用集』Ⅰ、『易林本節用集』Ⅱ…と呼ぶこととする。各字体の用例数が同じ場合、それぞれ初めて現れる字体の先後順により、『易林本節用集』Ⅰ、『易林本節用集』Ⅱ…と呼んでいる。また、『夢梅本倭玉篇』の正体と一致する字体を□で囲んだ。

表 3：『夢梅本倭玉篇』正体との比較（19 字）

NO	用例字	易Ⅰ	易Ⅱ	夢 ²⁰⁾	NO	用例字	易Ⅰ	易Ⅱ	夢
1	【遁】 ₄	遁 ₁	遁 ₃	遁	11	【滅】 ₁₃	滅 ₃	滅 ₉	滅
2	【鶴】 ₆	鶴 ₁	鶴 ₅	鶴	12	【數】 ₁₆	數 ₂	數 ₁₄	數
3	【準】 ₇	準 ₂	准 ₅	準	13	【節】 ₁₈	節 ₄	節 ₁₄	節
4	【滿】 ₇	滿 ₁	滿 ₆	滿	14	【惡】 ₁₉	惡 ₅	惡 ₁₄	惡
5	【冠】 ₈	冠 ₁	冠 ₇	冠	15	【亂】 ₂₆	亂 ₅	乱 ₂₁	亂

6	【猪】 ₈			猪
7	【最】 ₈			最
8	【習】 ₉			習 ²¹⁾
9	【虎】 ₁₁			虎
10	【隱】 ₁₁			隱

16	【学】 ₂₇			學
17	【紙】 ₂₈			紙
18	【体】 ₂₉			體
19	【色】 ₃₃			色

表4：『夢梅本倭玉篇』正体との比較（3字）

NO	用例字	易Ⅰ	易Ⅱ	易Ⅲ	夢 ²²⁾
20	【断】 ₉				斷
21	【靈】 ₁₅				靈 ²³⁾
22	【興】 ₁₆				興

表5：『夢梅本倭玉篇』正体との比較（1字）

NO	用例字	易Ⅰ	易Ⅱ	易Ⅲ	易Ⅳ	夢 ²⁴⁾
23	【答】 ₁₄					/

表5に示したように、4字体を使用する【答】は当該漢字が『夢梅本倭玉篇』に収録されていないため、字体の比較ができない。比較できたのは、2字体を使用する19字（表3参照）と3字体を使用する3字（表4参照）、計22字である。表3と表4を参照すれば、この22字には使用する複数字体の中に『夢梅本倭玉篇』より抽出された正体と一致する字体がかならず1つ存在する。言い換えれば、この22字は使用する複数各字体の中に1字体が正体の性格を持ち、残りの各字体が異体と位置付けられる。具体的に言えば、2字体を使用する19字については、一方が正体、他方が異体と位置付けられる。3字体で現れる3字について、1字体が正体、残りの2字体が異体と位置付けられる。

さて、こうして 22 字の各字体の性格を明らかにしたうえで、漢字ごとに正体と異体の使用割合を計算すると、2【鶴】、3【準】、6【猪】、15【乱】、18【体】、20【断】の 6 字には異体が正体より多く使われているのに対して、残り 16 字には正体の使用が異体より積極的な態度が見られる。つまり、『易林本節用集』では複数の字体を使用する場合でも、所用字体は正体がメインで、異体の方がサブの位置にあると言える。このことは 2.2.1 節の「終始単一の字体が用いられる 73 字の字体性格」の調査結果を補強できる。

以上の調査で得られた結論は『易林本節用集』では複数の字体を使用するにしても、正体を優先的に選択していることである。そこで、複数の字体を使用する場合、優先的に選ばれる正体について『干禄字書』で「正」と注記されるものと比較し、2.2.1 節の「終始単一の字体が用いられる 73 字の字体性格」調査で得られた『干禄字書』の「正」と比較した結果と合わせ、『易林本節用集』全体は志向する正体が『干禄字書』の「正」との関係を考えることにする。

繰り返しになるが、複数の字体を使用する場合、『夢梅本倭玉篇』における正体と比較して字体の性格を明らかにした 22 字の各字体には正体が 22 字体見られる。この 22 字体を『干禄字書』で「正」と注記されるものと比較し、以下の I『干禄字書』当該漢字の未収録、II『干禄字書』の「正」と一致、III『干禄字書』の「正」と不一致に分けることができる。加えて右側に 2.2.1 節の「終始単一の字体が用いられる 73 字の字体性格」調査で得られた『干禄字書』の「正」と比較した結果、および両者の総数も付した。

I 『干禄字書』当該漢字の未収録:1 字

+ 6 字	= 7 字
-------	-------

8

II 『干禄字書』の「正」と一致:11 字体

+ 34 字体	= 45 字体
---------	---------

2、3、5、9、10、11、14、16、18、19、21 の字体

III 『干禄字書』の「正」と不一致:10 字体

+ 20 字体	= 30 字体
---------	---------

1、4、6、7、12、13、15、17、20 22 の字体

今回の総調査で正体と認められるのが 82 字体ある。『干禄字書』の「正」と比較できない 7 字体（当該漢字未収録）を除き、残り 75 字体が『干禄字書』の「正」と比較ができた。45 字体が一致し、30 字体が一致しないという結果が得られた。この結果を参照すれば、『易林本節用集』における正体が『干禄字書』の「正」と

注記されるものに近いと言える。『干禄字書』が直接に『易林本節用集』に参照されたかどうかは判断できないが、『干禄字書』が字様書として古く、そして日本に与えた影響も確かなことを考えると、『易林本節用集』における正体が間接的に『干禄字書』の影響を受けた可能性があるのではないと思われる。

3 『易林本節用集』漢字字体の統一性

出版文化において、版に載せられる意味は同じものを量産することのほかに、漢字字体の規範を示して固定する役割があると思われる。さらに『易林本節用集』は当時の国語辞書であるため、その規範意識が一層強く見られると想像される。当然、その規範意識が使用の漢字字体に及ぶ可能性も十分に考えられる。しかしながら、実際に複数回出現 96 字の使用字体を調査したところ（表 1 参照）、96 字中 73 字は 1 つの字体を一貫して用いるが、残り 23 字は異なるバリエーションを持つ字体を使用していることが見て取れる。ただし、同一の漢字において複数の字体が見られる 23 字中、それぞれの字体が均等に出現する例は少なく、全てが一方に傾倒しているように見える。『易林本節用集』では漢字の字体に統制をかけようという意識が見えないわけではないが、徹底的にはなされていないと言える。

まとめ

『易林本節用集』の漢字字体について、使用字体の性格と統一性の解明という 2 つの目的を持って調査を進めてきた。得られた結果を以下にまとめる。

- (1) 漢字字体の性格を考察する場合、終始 1 字体だけを使用する漢字と複数の字体を使用する漢字に分け、使用字体を『夢梅本倭玉篇』における正体との比較を行い、各漢字字体の性格を探った。いずれの場合も、『夢梅本倭玉篇』における正体が多く使われていることが確認できた。つまり、『易林本節用集』は基調が正体の文字であり、異体が副次的なものと結論づけられる。一方、『易林本節用集』における正体は『干禄字書』で「正」と注記されるものとの一致度が高く、『干禄字書』の「正」に近いと言える。ただし、両書成立の年代がかなり隔たっており、『干禄字書』が直接に『易林本節用集』に参照されたかどうかは判断できない。しかし、『干禄字書』が中国で現存する「正」と「異体（通・俗）」を明確に弁じる資料として古く、また日本に与えた影響も確かなことを考えると、『易林本節

用集』における正体が間接的に『干禄字書』の影響をうけた可能性があるのではないかと推測できる。

- (2) 『易林本節用集』漢字字体の統一性に関しては、基本的に『易林本節用集』は1字体を志向しているように見えるが、徹底的には字体の統一が施されていないと言える。同じく古本「節用集」に属する他の刊本である『饅頭屋本節用集』と『天正十八年本節用集』と比べ、その統一性の度合いが如何なるものかを今後、比較検討したい。そして、字体の均一性に欠ける原因も考えたい。つまり少数例を持つものが現れる理由を検討する。例えば、他の字体に比べてある字体が1例しか現れない場合、おそらく必然ではなく、偶然生じた可能性についてなどである。

また、同一人物が国語辞書としての『易林本節用集』と漢和字書としての『夢梅本倭玉篇』と、異なる位相に属する資料に携わる場合、用いる漢字に同じ字体を使用する現象が確認できる。1字体を使用する73字中、『夢梅本倭玉篇』未収録5字を除き、一致60字、不一致8字と両者には高い一致度を示す。そして複数の字体を使用する23字中、『夢梅本倭玉篇』未収録1字を除き、残り22字のうち、複数字体のうち多く使われる字体、つまり『易林本節用集』が志向する字体が『夢梅本倭玉篇』と合致するのが18字と、かなりの一致性を持っている。

〈使用テキスト〉

『易林本節用集』：天理図書館善本叢書『節用集二種』所収の原刻易林本の複製

『夢梅本倭玉篇』：無窮会神習文庫蔵本の影印本（『倭玉篇夢梅本篇目次第研究並びに総合索引』所収）

『干禄字書』（官版）：『改訂増補 漢字入門『干禄字書』とその考察』所収

〈参考文献〉

乾善彦（1992）「同形異字小考西本願寺本万葉集を資料として」『国語文字史の研究』1 和泉書院

——（1996）「字注にみる易林本節用集の同字意識」『国語語彙史の研究』16

——（1999）「書体と規範—近世の漢字字体意識の一側面—」『国語学』199

今西浩子（1996a）「『易林本節用集』の漢字」『横浜市立大学論叢』人文科学系列47-03

——（1996b）「『易林本節用集』の片仮名字体」『国語国文』65-5

川瀬一馬（1986）『古辞書の研究』（増訂）雄松堂出版

- (2012)「字体と書体」『朝倉漢字講座②漢字のはたらき』朝倉書店
- 亀井孝 (1949)「小山板節用集の系統と価値」『国語と国文学』26-10
- 北恭昭 (1975)「易林と夢梅」『国語学』103
- 国語学会 (1980)『国語学大辞典』東京堂出版
- 佐藤茂 (1961)「近世語における漢字・漢語使用上の易林本節用集(阿部)」『国語学研究』1
- 佐藤貴裕 (2008b)「易林本節用集研究覚書六題」『国語語彙史の研究』27
- 白井純 (2004)「易林本節用集と字体注記」『国語国文研究』126
- 杉本つとむ (1998)『日本文字史の研究』杉本つとむ著作選集〈5〉八坂書房
- 高田智和 (2013)「字形・字体・字種と異体字」『日本語学』32-5
- 高橋久子 (1994)「易林本節用集の漢字字体に就いて」新釈漢文大系季報 NO.87 明治書院
- 島居清 (1958)「易林本節用集について」『ビブリア』11
- 中根勝 (1999)『日本印刷技術史』八木書店
- 浜田啓介 (1982)「出版と文字の歴史」『講座日本語学』6 明治書院
- 森末義彰 (1936)「易林本節用集改訂者易林に就いて」『国語と国文学』13-09

〈参照 URL〉

- 1 上田萬年・橋本進吉 (1916)「古本節用集の研究」『東京帝国大学文科大学紀要』第2
<http://www.let.osaka-u.ac.jp/~okajima/hasi/settyoosyuu/>
(2020/06/23 閲覧)
- 2 「平安・鎌倉時代における「発」の字体について」漢検漢字文化研究奨励賞
https://www.kanken.or.jp/project/data/investigation_incentive_award_2007_toda.pdf
(2020/07/12 閲覧)

注

- 1 浜辺 (1982) では 20 字、高橋 (1994) では 12 字を調査の用例字としていた。
- 2 異体と判断する基準は漢和辞書によった。つまり、漢和辞書の見出し字として掲出されないものを異体としている。
- 3 漢字に関する 1 つの用語である「字体」について論者により、様々に規定され

ていて一定の説が見られない。本稿では字体異同の比較に当たって、「字体」とは線の太さ、字の濃さなどの個人差を捨象した、紙上に現れる形のことを言う。

- 4) 『日本漢字学会報』2に収録されている。
- 5) 『干祿字書』所載字に限定することによって、そもそも時代を通じて字体の変化が発生しないものを除ける。ただし、『干祿字書』で「正」と「通・俗」という対立のものだけを扱う。用法を弁ずるものと「竝正」と注記されるものを収録の範囲から外す。さらに「正」「通・俗」という対立のものの中から、字体に見られる差が微細であるものも収録から除く。
- 6) 『易林本節用集』では同じ漢字を二度書かなくてすむという筆記の労力を省くため、「|」と「々」の記号を使用している。頭字が同じである漢語を連続掲出する場合、頭字の掲出が最初の1回目にとどまり、それ以降は「|」という記号を以て代用させている。そして、1つの漢語内、直前の漢字と同じである場合、再度掲出をせず「々」という記号を以て代用させている。本稿では、漢字の出現度数を数える時、「|」「々」を1字として数えない。このような記号は実際の書写を行う時、どの字体が出るか把握できないという以降の字体統計の面からの考慮である。
- 7) 配列は用例字の総出現回数順による。ただし、同じ総出現回数を有する各漢字は、各漢字が『易林本節用集』で最初の掲出字体の先後順で配列する。
- 8) 1つの字体を複数回使用する場合、画像が鮮明で、かつ当該漢字の字体の特徴を最も表すものを代表の字体として取り上げる。
- 9) この73字を『夢梅本倭玉篇』（全巻調査）で検索してみると、68字は確認でき、5字が見出せない。この68字の正体をそれぞれ、どの部首から取り出したかを提示する。
 - 1【豚】 豕部、2【灰】 火部、3【匹】 匸部、4【晋】 日部、5【完】 宀部、6【棘】 東部、7【潔】 糸部、8【奪】 隹部、9【再】 冂部、10【含】 口部、11【膚】 月・肉（混）部、12【夢】 夕部、13【耆】 老部、14【繫】 糸部、15【猷】 犬部、16【鬪】 鬥部、17【走】 走部、18【繩】 糸部、19【逢】 辵部、20【乾】 韋部、21【寢】 㝱部、22【逸】 兔部、24【差】 左部、25【索】 索部、26【馱】 馬部、27【否】 口部、28【專】 寸部、29【輦】 車部、30【突】 穴部、31【紫】 糸部、32【幾】 幺（左右二つ）部、33【腸】 月・肉（混）部、34【鼻】 鼻部、35【革】 革部、36【掃】 手部、37【割】 刀部、39【景】 日部、40【齒】 齒部、41【旅】 方人（左右）部、42【因】 口部、43【匠】 匚部、44【能】 能部、45【夷】 大部、47【兩】 兩（頭部丁欠）部、48【夔】

支部、50【博】十部、51【帶】巾部、52【勢】力部、53【遠】辵部、54【陰】阜部、55【従】彳部、56【懷】心部、57【徒】彳部、58【切】刀部、59【辺】辵部、60【経】糸部、62【難】隹部、63【様】木部、64【正】正部、65【発】弓部、66【若】艸部、67【会】會部、68【度】广部、69【板】木部、70【定】宀部、71【足】足部、72【流】水部、73【所】斤部

- 10) 本稿で出現する饅は『饅頭屋本節用集』の略称である。
- 11) 本稿で出現する夢は『夢梅本倭玉篇』の略称である。
- 12) この字体は口部と丷部の2部首に収録されている。口部に〈否閉也不也〉、丷部に〈否可一也〉とある。いずれも〔否〕(本稿では字体を活字で表現する場合、〔 〕で括る。)という字体を正体としている。今回は口部に掲出されているものをとることにする。
- 13) 【陰】は当該漢字に〈今作陰〉という字体注記が施され、正体と認められるのが字体注記にある〔陰〕であろう。よって、字体注記にあるこの字体を正体と認め、取り上げた。
- 14) この部首に収録されるのが3画の草冠であるため、4画の草冠の出現が外部の要因によるかと思われる。4画の草冠のように見えるが、3画の草冠と処理する。
- 15) この字体は广部と又部の2部首に見られる。广部には〈度法—又過也〉、又部には〈度尺日—法制也又揆也〉とあり、ほぼ同訓の漢字を2つの部首に掲出している。ただし、正体と認められるのがいずれも〔度〕という字体である。今回は广部に掲出されているものを使用する。
- 16) この字体は軫部と乙部の2部首に見られる。軫部に〈乾龍也天也君也燥也〉と、乙部に〈乾竭也燥也燠也〉とあるから、いずれも〔乾〕を正体としている。今回は軫部に掲出されているものをとることにする。
- 17) この字体は糸部、市部と索部の3部首に見られる。糸部に〈索盡也又糾繩曰—又法度也散也求一也〉、市部に〈索散也繩—又求也〉、索部に〈索盡也又糾繩曰—又法度也散也求索也〉とあり、同訓の漢字を3つの部首に掲出しており、正体がいずれも〔索〕と認められている。今回は糸部に取り上げられたものを使用する。
- 18) 小数第二位を四捨五入した(以下、同)。
- 19) 天治本『新撰字鏡』(892～901頃成立)の注文に『干祿字書』の書名が見えることなどから、早く日本で使用されていたことが明らかである。
- 20) この19字を『夢梅本倭玉篇』(全巻調査)で検索してみると、全て確認できる。この19字の正体をそれぞれの部首から取り出したかを提示する。

1【遁】辵部、2【鶴】鳥部、3【準】水部、4【満】水部、5【冠】冂部、6【猪】豕部、
7【最】日部、8【習】日部、9【虎】虎部、10【隠】阜部、11【滅】水部、12【数】
支部、13【節】竹部、14【悪】心部、15【乱】乙部、16【学】子部、17【紙】糸
部、18【体】骨部、19【色】色部

21) この字体は日部と習部の2部首に見られる。日部に〈習_{字也因也}〉、習部に〈習_{飛也申也}〉
とある。ただし、正体と扱われるのはいずれも〔習〕である。今回は日部に掲出
されている正体を使用する。

22) この3字を『夢梅本倭玉篇』（全巻調査）で検索してみると、全て確認できる。
この3字の正体をそれぞれの部首から取り出したかを提示する。20【断】斤部、
21【靈】玉部、22【興】叀部

23) この字体は巫部と玉部の2部首に見られる。巫部に〈靈_{神也}〉、玉部に〈靈<sub>陽氣為
精陰氣為靈</sub>〉とある。似たような意味の漢字を2部首に掲出されている。ただし、正
体と見なされているのがいずれも〔靈〕である。今回は玉部に掲出されている正
体を使用する。

24) この1字を『夢梅本倭玉篇』（全巻調査）で検索しても、見出せない。

(じよ もほう／浙江農林大学講師)

